Bridge for Smile

認定NPO法人ブリッジフォースマイル

ボランティア活動手引書

2023.3

目次

1.参加までの流れ
2.ブリッジフォースマイルについて
3.子どもに関わるボランティア活動
4.スキルを活かしたボランティア活動
5.プロジェクト別活動概要
6.活動に必要な研修について
7.倫理要綱【活動方針】
8.倫理要綱【行動指針】
9.活動における注意事項
10.費用と活動費補助
11.活動参加誓約書

お願い

登録前に必ずご一読ください！

この度は、ブリッジフォースマイル（B4S）のボランティア活動に関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。

この手引書は、登録にあたって参考になるだろうこと、登録後のトラブルを防ぐために知っておいていただきたいことをまとめたものです。

細かい内容を含みますが、何卒ご了承ください。

ご不明点は、お気軽にご連絡ください。

メール：　info@b4s.jp

仲間として、あなたと一緒に活動できます日を、心よりお待ちしています！！

1. 活動参加までの流れ

Web登録

事務局からオリエンテーションの案内メールが届く

オリエンテーション参加
活動決定、年会費支払い

事務局にて『Kintone（キントーン）』
アカウント設定

研修参加

活動スタート

▼ボランティア（サポーター）登録フォームより
ご登録をいただきます。

▼ 2023年度オリエンテーションは
5/14(日),6/10(土),6/24(土),7/16(日), 7/30(日),
8/27(日),11/5(日),1/13(土),3/3(日)にオンライン開催します。

▼オリエンテーションでは、運営スタッフのサポートのもと、どの活動に参加するか決定いただきます。

▼ボランティア活動の参加呼びかけ、B4Sの各種イベント・講演会のお知らせ、協力依頼等は、随時『Kintone（ボランティア活動専用コミュニティ）』に掲載します。こまめにチェックをお願いいたします。

▼参加するプログラムによって、必修となる研修が異なります。有料研修もありますので、よくご確認ください。（P.9 参照）

2. ブリッジフォースマイルについて

【VISION】

親を頼れないすべての子どもが
笑顔で暮らせる社会へ

【MISSION】

Bridging to the Future

親を頼れない子どもたちが、社会へ羽ばたく時に直面する
「安心の格差」と「希望の格差」を乗り越え、
未来へ向かう勇気を持てるような支援をカタチにする

【私たちの活動】

親を頼れない子どもの「巣立ち支援」
子どもを支える大人を増やす「伴走者の育成」
子どもを支える社会をつくる「広報・啓発活動」

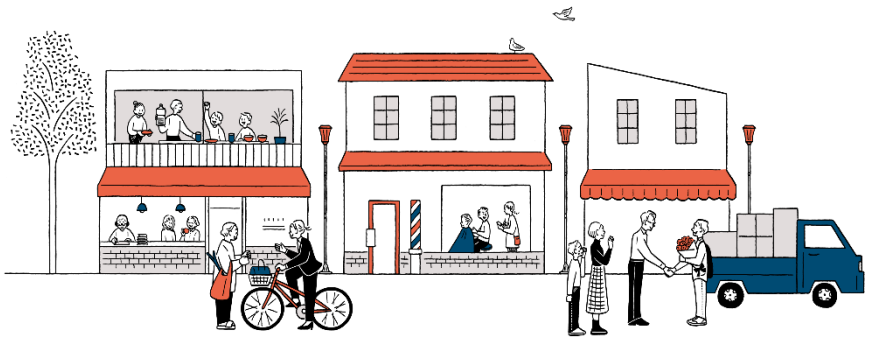

3. 子どもに関わるボランティア活動

ボランティア活動は、セミナーやイベントの企画運営、学びのサポート、講師、個別相談など多岐にわたります。子どもと直接かかわる活動に入る場合は、必ず事前に研修を受講していただき、支援者としてのスタンスやリスクについて学んでいただきます。

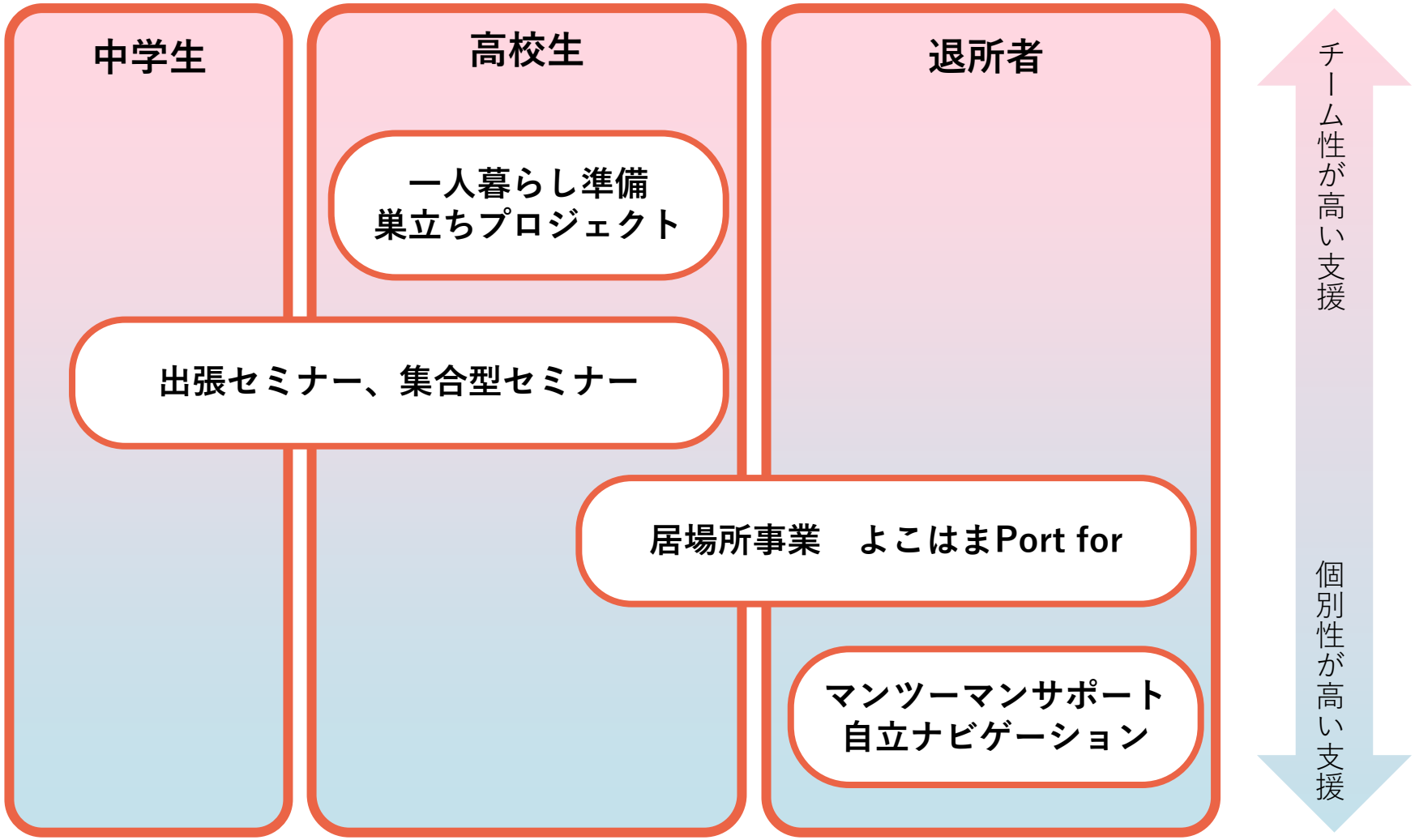

4. スキルを活かしたボランティア活動

ボランティア活動は、記事の執筆・編集、写真や動画の撮影・編集、啓発イベントの企画運営、調査研究、アクセス解析等Webマーケティングなど、多様です。
実務経験がなくても、趣味で文章を書くことや、写真を撮ることが好きな方も大歓迎です。

オンライン（ウェブ）プロモーション

- ホームページ
- Facebook
- Twitter

オフライン（顔の見える）プロモーション

- イベント

紙媒体、ツール

- パンフレット
- 年次報告書
- 広報誌「Smile!」

調査・分析

- 全国一斉調査

5-1. プロジェクト別 活動概要

1）巣立ちプロジェクト

対象
児童養護施設、里親家庭等の高校３(4)年生

期間
８月～１月

頻度
月2回

活動時間と場所
◆虎の巻ミーティング（セミナー予習会）
9時-11時30分　　オンラインで実施
◆巣立ちセミナー　（高校生向けのセミナー本番）
9時～17時00分　※準備、片付け含む
於：東京、神奈川、千葉、埼玉内の研修施設

役割
◆セミナーの運営準備
会場設営・ランチや飲み物の手配・会場誘導など
◆高校生の学びのサポート
理解力に差のある高校生を丁寧にサポート
◆同会場の社会人ボランティアとの連携
本番に向けての準備や当日の振り返りなど情報共有
◆セミナー講師（希望者）
セミナー講義の実施

特記事項
巣立ちプロジェクトの事前研修を必ず受講してください。
高校生との関係構築のため、原則として全6回（虎の巻ミーティング、巣立ちセミナー）すべてにご参加ください。
セミナー当日は会場参加とオンライン参加の2種類あります。

2）自立支援セミナー（出張セミナー、集合型セミナー）

対象
児童養護施設、里親家庭等の中学1年～高校3(4)年生

期間
通年、単発

頻度
年間100件ほどあり、随時参加者募集

活動時間と場所
◆貸会場もしくは施設に出向いて行います。
平日の夕方以降　または、週末2-3時間
於：東京都、千葉、神奈川等の施設もしくはオンライン。

役割
◆セミナーの運営準備
会場設営・ランチや飲み物の手配・会場誘導など
◆中高生の学びのサポート
意欲や理解力に差のある中高生を丁寧にサポート
◆講義（希望者）
セミナーの講義をする

特記事項
出張セミナーに参加する前に、研修の受講をお願いします。
子どもたちの中には、意欲が低かったり、対応が難しいケースがあり、きめ細かいサポートが求められるためです。
一部の集合型セミナーには、別日に事前研修があります。

5-2. プロジェクト別 活動概要

3）居場所支援よこはまPort For

対象
児童養護施設、里親家庭等の退所者、入所中の中高生

期間
通年

頻度
月に1回以上

活動時間と場所
よこはまPort For(横浜駅東口徒歩7分程度)
金曜・土曜・日曜・祝日　　13時20分～20時30分

役割
◆シフト担当
施設退所者等が気軽に立ち寄れる場所を提供し、困った時にいつでも相談ができる関係を築く。
来所者と一緒に夕食の買い物・料理を行い、食事をする。

特記事項
参加前に、研修の受講をお願いします。
月1回以上の活動を、半年以上継続していただける方にお願いしています。

4）自立ナビゲーション

対象
児童養護施設、里親家庭等の退所者
※支援対象者を「ルーキー」と呼ぶ。

期間
4月～翌年3月

頻度
原則として月1回

活動時間と場所
◆日時、場所は、ルーキーと相談して決める。
※できるだけルーキーが居住している近隣または職場の近くでの面会を推奨。

役割
◆ルーキーとの面会
月１回の面談（内容はルーキーとの相談で決める）
例）ショッピング、食事、映画等
◆随時、メール、LINE、電話で連絡
※最低でも月１回は連絡。
◆レポートの提出
面談内容の事務局へのレポート提出
※面談できなかった場合も、レポートは提出。
◆自立ナビ全体ミーティングへの参加

特記事項
◆参加前に研修の受講をお願いします。
◆活動に関わる交通費は全額補助します。
◆面談時の飲食費は、ご負担ください。ただし、ルーキーの飲食費は1,000円まで補助があります。

5-3. プロジェクト別 活動概要

5）広報・ファンドレイジング

対象

社会、一般の人々

期間

通年（参加PJによる。）

頻度

月1-3回程度（参加PJによる。）

活動内容と時間

プロジェクト別ミーティング
例）Web、ファンドレイジングPJなど
（時間・回数・場所、参加PJによる。）

役割

◆ライター・編集者
◆カメラマン
◆グラフィクデザイナー、Webデザイナー
◆Webマーケッター
◆イベント企画・運営
◆調査データ分析
◆PRマネージャー
◆ファンドレイザー
◆システムエンジニア

特記事項

HP運用、SNSからの情報発信、Webマーケティング、ブログ記事の執筆・編集、広報誌の制作、イベントの企画・運営、プレスリリースの制作など、スキルを活かして広報・ファンドレイジング周りの活動にご参加いただきます。
活動時期や打ち合わせ回数は、それぞれのプロジェクトによって異なります。

6. 活動に必要な研修について

子どもと直接かかわる活動に入る場合は、事前に研修を受講していただき、支援者としてのスタンスやリスクについて学んでいただきます。
参加するプロジェクト、役割毎に、義務付けられる研修が異なります。

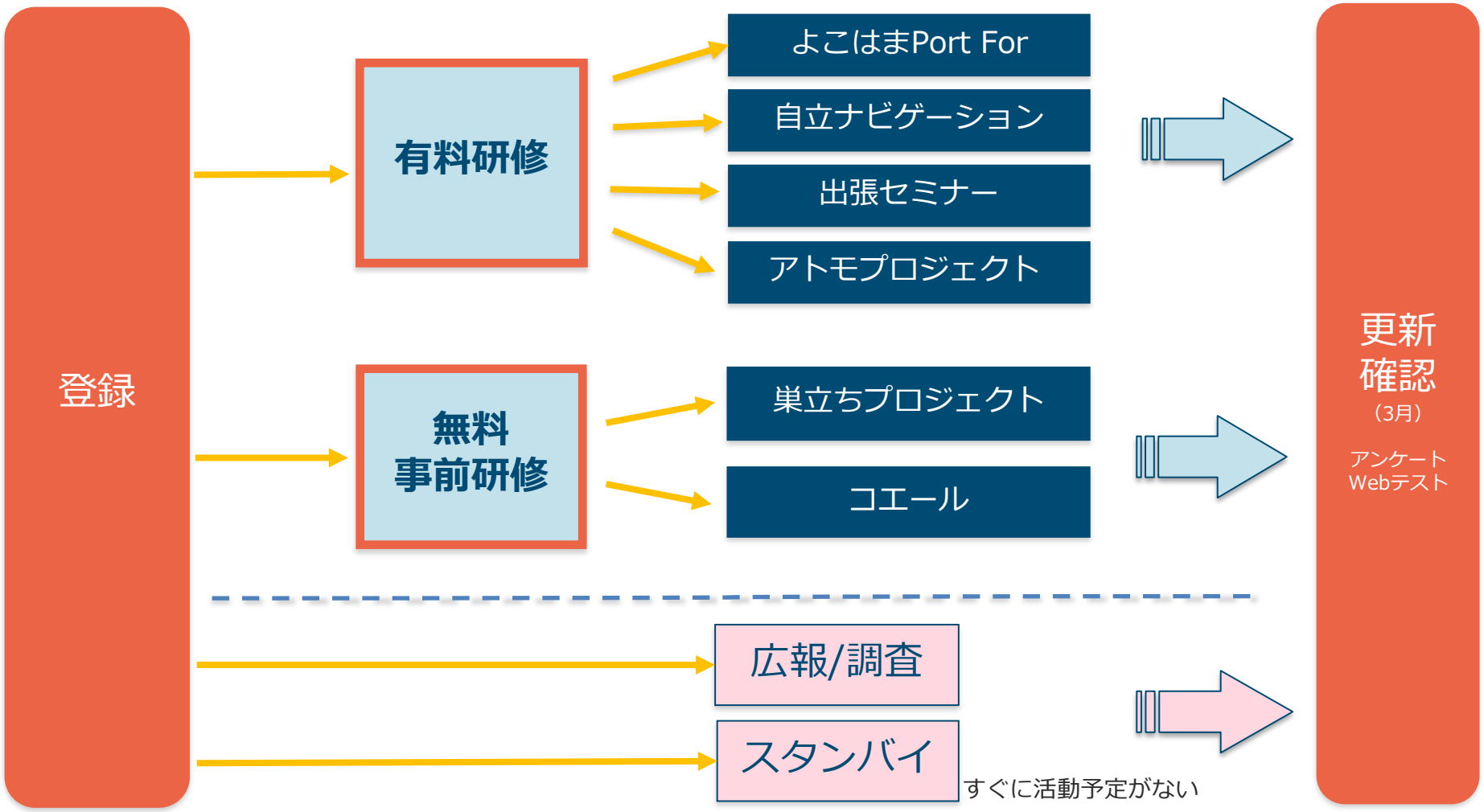

7. ブリッジフォースマイル倫理要綱①【活動方針】

【VISIOIN（ブリッジフォースマイル（以下「B4S」という）の目指すもの）】

親を頼れないすべての子どもが笑顔で暮らせる社会へ

【MISSION（Ｂ４Ｓの使命）】

Bridging to the Future

親を頼れない子どもたちが、社会へ羽ばたく時に直面する「安心の格差」と「希望の格差」を乗り越え、

未来へ向かう勇気を持てるような支援をカタチにする

【活動方針（法人の基本方針）】

B4Sスタッフおよびボランティア等（以下「支援者」という）は、社会的養護の元にある子どもたち（退所者等を含む）（以下「支援対象者」という）に対し、以下の方針に則り活動します。

個人の尊重

安心安全に自立後の生活を送れるよう支援し、支援対象者をすべてかけがえのない存在として尊重します。

自立の支援

支援対象者に対して、情報、経験、物品、交流の場を提供します。また、自分の生活のイメージを持ち主体的な選択をできるよう支援をしていきます。

知識・技術の向上

自立支援活動に携わる者として常に知識・技術の向上につとめます。また、適切かつ公平な研修の場を提供しあえるよう努力をつくします。

チームでの支援体制の構築

独断、独善で支援を行わず、チーム内での情報提供・報告相談につとめ、チームで支援を行います。

社会資源の活用

自立支援のために協力企業、社会人ボランティアなどの社会資源の開拓につとめます。また、物品や寄附による支援を広く集めるための働きかけを行います。

社会への啓発

一般社会に対し、社会的養護が抱える現状を問題提起し、関心を高めるよう努力をつくし、社会全体で問題を解決できる環境作りにつとめます。

施設等、関係機関との連携

児童養護施設等との緊密な連携はもとより、状況に応じて福祉事務所、ハローワーク、医療機関・相談機関などと連携し、誠実に対応します。

外部の意見、苦情への対応

公正、適切に実施された、第三者委員会等による外部評価結果や、支援対象者等からの苦情を真摯に受け止め、速やかな対応と活動内容の向上につとめます。

プライバシー保護（個人情報保護方針）

Ｂ４Ｓの諸活動を通じて扱う支援対象者、支援者等の個人情報について、Ｂ４Ｓの「個人情報保護方針」に従って行動します。

社会的な説明責任と情報開示

Ｂ４Ｓの諸活動について、社会に向けて十分な説明や報告をする責任を認識し、行動します。

8. ブリッジフォースマイル倫理要綱②【行動指針】

【VALUE（B4Sの行動指針）】

B4Sスタッフ及びボランティアは、子どもたちや自分に対してはもちろんのこと、活動に関わる全ての人に対して、以下の指針の下で行動します

第１条　自らがロールモデルとなるよう努力します。
社会人としてのマナーやルールを守り、率先して子どもたちの見本となるよう努力します。

第２条　誠実に信頼関係を築きます。
子どもたち、施設、関係者、仲間に対して、相手の立場や気持ちを思いやり、誠実に対応することで信頼を重ねていきます。

第３条　感謝の心を大切にします。
多くの方の熱意と厚意により成り立つ活動であることを自覚し、感謝の気持ちを言葉にして伝えることを心がけます。

第４条　継続する関係を築きます。
長期的な活動で子どもたちを支援するため、無理なく、継続できる体制を構築します。

第５条　可能性をあきらめません。
子どもたち一人一人の可能性、よりよい社会に変わる可能性を信じ、あきらめない姿勢を貫きます。

第６条　明るくポジティブに取り組みます。
明るい笑顔と、ポジティブな発想でいることを心がけます。

第７条　主体性を尊重、発揮します。
子どもたちの主体的な選択・判断を尊重し、同時に私たち一人一人が自ら主体性を持って行動します。

第８条　多様な価値観を尊重します。
生まれ育った環境により、一人一人が異なる価値観を持っていることを認識し、認め合います。

第９条　効果を意識して行動します。
私たちの働きかけによって、子どもたちの自立や社会変革につながる効果があることを意識し、自己満足に終わらない活動を心がけます。

第１０条　共に歩き、共に成長します。
簡単に解決できる問題ではないからこそ、子どもたちと共に、仲間と共に悩み考え、学び成長します。

9-1. 活動における注意事項

【遵守事項】

B4Sの活動の目的を理解し行動するにあたって以下の事項を遵守してください。

1．活動を通して知ったプライバシーにかかわる情報や個人情報を口外しない
2．支援対象者に対して個人的な物品・金銭等の貸し借りおよび授受を行わない
3．B4S内での宗教、営業活動を行わない
4．暴力・暴言・性的な関係など、支援者として不適切な関わりをもたない

【活動外での支援対象者との交流について】

個別の交流はリスクを伴うため、「つながるサポーター（略称：つなサポ）」を設置し、ガイドラインを定めています。

◆<u>児童養護施設等に「措置中」もしくは「18歳未満」の支援対象者について</u>

以下の行為を禁止します。

・連絡先（電話番号、メールアドレス、住所）交換
・SNS（LINE、facebook、Twitter、MIXI等）でのつながり
・個別に会うこと、勤務先への訪問や学校祭等への参加

◆<u>措置解除された18歳以上の支援対象者について</u>

以下4項全ての条件を満たし認定を受けた「つながるサポーター」とは交流を認めます。認定を受けていないサポーターとは交流できません。

（1）登録から2年以上経過していること
（2）B4Sでの活動経験が通算100時間*1以上あること
（3）「基礎4研修*2」と「個別対応ロールプレイ」を受講していること
（4）退所後個別支援プログラム（自立ナビ、よこはまPort For、よろずナビ）に参加経験があること

9-2. 活動における注意事項

【写真について】

誰もが肖像を無断で撮影されない権利と撮影された肖像を無断で利用されない権利を持っています。

◆人物の撮影は、何に利用するか目的を伝え、相手の了解を得てから撮影してください。

◆ブリッジフォースマイルの活動を通して得た人物を被写体とした画像・映像のうち、
個人を特定されうるものは本人に無断でWebや広報物に掲載しないでください。

◆施設の子ども、退所者を写した写真・映像を利用する場合はプライバシー保護の観点から、
かならず事務局チェックを通していただくよう、お願いします。以下のとおり確認を取ります。

・措置中の子ども達の場合、事務局を通して本人と施設職員に確認を取ります。

・退所者の場合、事務局を通して本人と、必要に応じて施設職員に確認を取ります。

・ボランティアの場合は、各自本人確認をお願いします。事務局チェックを通す必要はありません。

無断掲載してもOK

無断掲載してはNG

【注意勧告、活動停止、退会について】

遵守事項に反した場合、もしくはＢ４Ｓの活動方針にそぐわない行為を行ない、
注意勧告を受けたにもかかわらず、改善されない場合、活動を停止していただきます。
また理事会での決定により、退会していただくこともあります。

10. 費用と活動費補助について

B4Sのボランティア活動には、大きく３つの活動費（ボランティア登録費、プロジェクト参加費、交通費）がかかります。

【ボランティア登録費】
年間ボランティア登録費：2000円

※年度更新の際には、更新されるかどうかの確認をさせていただきます。
更新される場合は、2000円の登録費をお支払いください。

【プロジェクト参加費】
参加するプロジェクトやイベントに応じて、プロジェクト参加費をお支払いいただきます。

活動参加費
巣立ちプロジェクト　年間7100円（オンラインは2300円）
（各回セミナーの飲食費、テキスト代など）

よこはまPort For　1回300円
（夕食代）

自立ナビゲーション　1回1000円前後
（面談時の飲食費実費）

【研修費】
研修：1000-7000円
※ボランティア活動10時間ごとに1000P換算し、年に１回、ポイントを付与しています。
ポイントは研修費用としてお使いいただけます。

【交通費補助について】
原則、自己負担です。
但し、一部プロジェクトでは、交通費を補助いたします。
半期ごとに精算をします。随時「ボランティア経費申請アプリ」に入力していただきます。
4月~9月分は10月に、10月~3月分は4月にお支払いします。

＜１＞一部補助
【対象となるプロジェクト】
●出張セミナー
●巣立ちプロジェクト

【補助金額】
・1回参加につき、往復1,000円超過分の交通費を補助いたします。
・上限は、半期の合計が10,000円までとなります。

＜２＞全額補助
【対象となるプロジェクト】
●自立ナビゲーション
●よこはまPortFor シフトボランティア
●各セミナーにおける講師

【補助金額】
・1回参加につき、全額交通費を補助いたします。

＜３＞補助なし
アトモプロジェクトや広報のイベント等への会場参加には、交通費補助はありません。

11-1. 活動参加誓約書

私は、下記の事項について遵守することを誓約し、特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル（以下「B4S」という。）のボランティア活動に参加いたします。

第１条 （活動主旨）
B4S の倫理要綱（活動方針及び行動指針を含む）及び遵守事項をよく理解し、B4S の Vision（B4S が目指すもの）、Mission（B4Sの使命）、および Value（B4S の行動指針）を共有し、その目的の追求のために活動します。

第２条 （チームによる支援活動）
B4S での活動は、ボランティア個々人としてではなく、「B4S」として行なっているものです。独断、独善で支援活動を行なわず、チーム内での情報共有・報告・相談につとめ、チームで支援を行ないます。

第３条 （情報保護方針）
活動を通じて扱う支援対象者、ボランティア、B4Sスタッフ等の個人情報やB4Sの秘密情報（以下、「保護情報」という。）について、以下の各項（以下、「情報保護方針」という。）に従って行動します。

１ 保護情報保持の誓約

次の各号に示されるB4Sの諸活動において知りうる保護情報（取得時点で公知であるもの及び支援者の保護情報であって本人の許可を得たものを除く。）について、B4Sの許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。
①活動全般を通じて知り得た個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント、勤務先など）や、対象となる支援対象者を特定できる情報（写真や動画、在籍児童養護施設、生い立ち、ニックネームと開催会場など組み合わせにより特定ができてしまう情報をセットにしたものを含む）

②活動（広報など）を通じて知り得たHP管理画面、オンラインストレージ、アンケートフォーム、イベント集客管理サービス、アクセス解析ツールへのログイン情報（ID、パスワード、付与された管理者権限）また、当該管理画面にログインすることで知り得た情報

③活動（調査など）を通じて知り得た調査結果のローデータや分析中の内容

④上記の各号に記載の他、B4Sが特に保護対象として指定した情報

11-2. 活動参加誓約書

２保護情報の報告及び帰属

①保護情報について、紛失、喪失に関わった場合には直ちにB4Sに報告致します。また、支援対象者の情報であってB4Sが知らないと思われ、かつ、B4Sの活動にとって有用と思われる保護情報を取得した時は、B4Sに報告致します。
②保護情報については、私がその情報の取得に関わった場合であっても、B4S の諸活動上で得たものであることを確認します。

３活動終了後に保持する保護情報については、B4Sの活動を終了した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。保護情報を含む記録媒体は不要になった場合またはB4Sからの請求がある場合には直ちにB4Sに返還します。不要になった保護情報が自己の記録媒体などに含まれているときは、当該保護情報を削除します。

第４条（権利の帰属）
活動としての成果物の著作権は、B4Sに帰属します。著作者人格権については、行使しないものとします。

第５条（B4Sの資料に関する権利の帰属）
B4Sの著作物（セミナーにおけるスライドやワークシート等の各種資料）の著作権は、B4Sに帰属します。B4Sでの活動期間中に、B4Sが著作権を保有する資料を利用するときは、著作権を侵害しないよう利用します。B4Sが特に認める場合を除き、B4Sの活動以外でB4Sが著作権を保有する資料は利用しません。

第6条（活動における責任）
１故意または過失により、倫理要綱及び情報保護方針等に違反して、B4Sの活動、信用若しくは財産に損害を与えた場合は、活動を停止し、B4Sの指示又は指導に従います。
２前項の違反により著しい損害を与えた場合は、B4S及び関係者等に対して法的な責任があることを確認します。

第7条（活動における写真、動画の活用）
B4Sでの活動の中で撮影された写真、動画は、広報活動やその他資料等において使用することを了承します。不都合がある場合は、撮影時に自ら申告します。また、撮影の後に不都合が生じた場合も自らB4Sに申告します。